

宮中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。また、平成25年9月24日（火）～25日（水）には、全国生徒会サミットが文部科学省で開催され、宮中学校3年橋本夏林さんが下村文部科学大臣に「いじめ撲滅宣言書」を直接手渡し、下村博文大臣より「感謝状」が贈呈された。しかしながら、いじめは、今なお大きな課題の一つであり、県内においてもいじめの重大事態が発生するなど、いじめ問題に対する一層の取り組みが求められている。

一之宮校区は、児童生徒および職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いが強い。「いじめは絶対に許さない」という構えを大切にしながらも、「いじめは、いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、子どもの人格・人権を尊重することを最優先として、日々の教育活動を行っている。

また、令和3年3月に「いじめのない明るい都市づくり宣言」を具体化するための方針である「高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針」が国や県におけるいじめ防止等のための基本的な方針の改定や「高山市教育大綱」の理念等を踏まえ、現在の学校を取り巻く状況に対応した内容に改定された。

ここに定める「宮中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条と「高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針（高山市いじめ防止基本方針）」を踏まえ、本校区におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に該当するかどうかは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた子どもの立場にたって判断すべきものである。また、いじめを受けた子どもがそれを否定したり、相談できなかつたりすることも想定し、いじめを受けた子どもの思いのみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を細かく観察し客観的に確認する必要がある。

なお、いじめの認知については、特定の教職員等のみによることなく、学校に設置する「いじめ未然防止・対策委員会」を活用して行う。

（2）基本理念と基本認識

いじめは基本的人権を侵害する許されない行為であり、「いじめは許さない」という強い信念のもと、学校・家庭・地域等が一体となっていじめ問題の解消に取り組み、全ての子どもたちが夢と希望をもち、安心・安全に心豊かに生きられるまちを目指す。

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめを受けてよい子はおらず、いじめをすることは絶対に許されない」
- ・「いじめは、集団生活の中で、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・宮中学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、全生徒を守る。
- ・どの子もかけがえのない一人として大切にするという教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・宮中学校全ての教職員が一致協力し、組織的に対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、「一人一人を人間として大切にする」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・いじめに対しては、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・学校長の学校経営構想を全職員が共通理解し、実践、交流していく。
　　目指す学校像の「自分らしさが輝く学校」に向けて、「学校経営の重点」を理解し、「具体的実践」を推進していく。
- ・どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を許さないという意識を高めるよう、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、教育活動全体を通じて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「自分の居場所がある」ということが感じられるような心に寄り添う教育相談に努める。
- ・地域との連携行事等で地域の方と協働することによって、自己有用感を高める。

(2) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに学び合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「自分の考えを持ち、進んで対話する力」を育てたい資質能力とし、「自分らしさが輝く生徒の育成」に向けて、対話力と表現力を高める指導を推進していく。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・一之宮町の地域の様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く

豊かな体験活動を充実する。

- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための人権教育を充実させ、人間尊重の気風がみなぎる宮中学校づくりを進める。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱い上の課題や留意事項について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、トラブルへの適切な対応に関する啓発や最新の情報モラル教育等についての指導を外部指導者講習などを活用して充実させる。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が生徒間の話し合いを計画・運営したり、保護者や地域の方も交えた交流会を行ったりする等、自治的な活動を充実する。
- ・「話そう！語ろう！わが家の約束運動」などを活用し、ネットリテラシーを育むPTAの活動を充実させる。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施や定期的な生徒指導交流や学年別の教育相談部会等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討し改善を図る。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等、全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。
- ・スクールカウンセラーや相談員、スクールソーシャルワーカー等の役割を明確にし、外部機関とも連携した専門性を生かした教育相談の体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係を築くよう、日頃から生徒の理解に努める。
- ・「スマイルサポーター」を実施するなど、担任以外にも相談できる環境作りに努めることや、SCと一緒にやって集団適応指導などの授業を行うことでSOSの出し方教育を充実させる。
- ・定期的に生徒との懇談を位置付け、一人一人と寄り添う時間を確保する。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするために、アセスメントに基づいて、保護者や関係機関等と積極的に連携し、それぞれの役割を明確にして対応する。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や夏季休業中等の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といっ

た各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。

- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側とともに保護者への報告を行い、事後の指導を親身になって行う。いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に振り返る指導を大切にする。いじめを受けた側、いじめた側の両方の保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために日頃から高山市教育委員会や警察、子ども相談センター、一之宮町民生児童委員、宮小・中学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切に、普段からの情報の共有と、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

(6) 相談窓口の周知

- ・学校内外に相談できる場があることを、生徒はもちろん保護者に対しても P T A 総会や学級の懇談会で伝えたり、S C のカウンセリングの機会を通信等で全家庭に知らせたりする。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、担任、学年所属職員、教育相談主任、養護教諭、保健主事、保健相談員 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー 等

※スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、民生児童委員、人権擁護委員 等

- ・「一之宮町学園連絡会」においても、いじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	宮中学校の取り組み内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会等において「宮中学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、高山市いじめ問題対策協議会内容の伝達、前年度のいじめの実態と対応等） ・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・生徒心情アンケートの実施 ・生徒会「スマイルボックス」による良いことみつけスタート
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式）（スマイルサポーターアンケート含む）の実施 ・全校生徒との教育相談の実施 ・第1回いじめ未然防止・対策委員会の実施（外部専門家も含む） ・SCによる個人適応指導（全校生徒） ・『なりたい自分「私の頑張っていることはこれだ！」』に向けての取組（自己肯定感・自己有用感を高める） ・スマイルサポーターによる個別相談の実施（スマイルサポーターカードの活用と紹介）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒向けネットいじめ研修（外部指導者予定） ・QUの実施 ・SNSアンケートの実施 ・生徒心情アンケートの実施（スマイルサポーターアンケート含む） ・SCによる集団適応指導（全校生徒） ・教育相談の実施（QUの結果も含む）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施、教育相談の実施 ・PTA懇談会におけるSNS利用実態の研修（ネットいじめも含めた研修会） ・職員会議（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・第1回県いじめ調査 ・夏休みに向けての指導 ・宮小中生徒指導連携会議
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会） ・教育相談研修会・SCによるQUを含めた適応指導研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・高山市いじめ問題対策協議会での伝達事項を全職員で共有 ・あったかい言葉掛けの募集呼びかけ ・生徒心情アンケートの実施（スマイルサポーターアンケート含む） ・宮小中生徒指導連携会議 ・『なりたい自分「私の頑張っていることはこれだ！」』の振り返りと計画
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式）の実施、全校生徒との教育相談の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSアンケートの実施 ・QUの実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 (QUの結果も含む) ・「ひびきあいの日」に向けた取組 (全校でのいじめ防止対策の取組) ・生徒向けネットいじめ研修
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(生徒会のいじめ防止対策の発表) ・校内いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・心のアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・生徒心情アンケートの実施 (スマイルサポーターアンケート含む) ・第2回県いじめ調査 ・保護者の学校評価アンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式） ・職員会議（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の取組のまとめ ・第2回いじめ未然防止・対策委員会の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組評価アンケート ・1, 2年生徒との教育相談の実施 ・学校だより等による次年度の取組の説明 ・第3回県いじめ調査（国調査兼ねる） ・『なりたい自分「私の頑張っていることはこれだ！」』の振り返り

6 いじめへの対処（いじめ問題発生時の対応）

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧にケース会議を行い事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、高山市教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、いじめた生徒に、自分が行った行為を振り返らせ、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめの行為の解消とは、少なくとも下の二つの用件が満たされていること。

- ① 止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
- ② いじめを受けた本人が、心身の苦痛を感じていないこと。

[主な対応]

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定(最優先課題と捉え、即座にケース会議を行い、対応方針を明確にする)
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握
(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア
(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の生徒への指導
(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑦ 関係機関との連携
(高山市教育委員会への報告や、警察、子ども相談センター等との連携)
※いじめと認知した事案についてはすべて高山市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援
(保護者との連携)

注) 番号は対応順序ではない。

(2)「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・高山市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、高山市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、高山市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・いじめた側の生徒においては、場合によっては、教育委員会の判断により別室での指導や出席停止の措置を講ずることもある。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3)再発防止にむけての対応

- ・いじめの事案が解消したと見えても、継続的に加害者、被害者、さらに周囲の生徒にも目を配り、ささいな変化や動向を注意してみていく。
- ・積極的な教育相談を定期的に行い、仲間関係の状況や心の状態を把握する努力をする。

7 当事者へのケア（見守り）

- ・担任を中心としてＳＣ、ＳＳＷ、スマイルサポーター等の教育相談を定期的に行うことなどを通して生徒が安心して学習その他の活動に取り組める環境の確保を図る。
- ・家庭等と定期的・継続的に連携を取りながら見守りを行う。

8 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価等において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関するこ
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関するこ

9 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）
- ・宮小・中学校間で指導や事案に関わる情報を共有し、確実に引き継ぎを行う。